

事務連絡
令和2年2月17日

岩手県保健福祉部
宮城県保健福祉部
福島県保健福祉部
茨城県保健福祉部
栃木県保健福祉部
群馬県健康福祉部
埼玉県福祉部
千葉県健康福祉部
東京都福祉保健局
神奈川県保健福祉局
新潟県福祉保健部
山梨県福祉保健部
長野県健康福祉部
静岡県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第15号又は台風第19号等により被災した被保険者等の
利用料及び保険料の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

令和元年台風第15号又は台風第19号等により被災した被保険者等の利用料及び保険料の減免措置に対する財政支援については、「令和元年台風第15号又は第19号等で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（令和2年1月24日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）及び「令和元年台風第15号又は第19号等で被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和2年1月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）に基づいて行ってきたところです。

今般、利用料及び保険料の減免措置に対する財政支援を下記のとおり引き続き実施することとしましたので、内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

記

1 利用料の免除措置に対する財政支援について

令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等による災害に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村(以下「災害救助法適用市町村」という。)において、

- ・ 令和元年台風第 15 号の被災者に係る令和 2 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間のサービス提供分に係る利用料の免除を行った場合
- ・ 令和元年台風第 19 号等の被災者に係る令和 2 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間のサービス提供分に係る利用料の免除を行った場合

は、令和 2 年度の特別調整交付金により、令和 2 年 2 月 29 日までと同様の財政支援を予定していること。

2 令和 2 年度相当分の保険料の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村において、令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等の被災者に係る令和 2 年度相当分の保険料であって、以下の期間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ)が到来するものの減免を行った場合については、令和 2 年度の特別調整交付金により、令和 2 年 3 月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。

- ・ 令和元年台風第 15 号の被災者に係る令和 2 年 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- ・ 令和元年台風第 19 号等の被災者に係る令和 2 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

3 令和元年度相当分の保険料の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村において、令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等の被災者に係る令和元年度相当分の保険料額であって、令和元年度末に資格を取得したことにより、2 に定める期間に普通徴収の納期限が到来するものの減免を行った場合についても、令和 2 年度の特別調整交付金により、令和 2 年 3 月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。